

お知らせ

町内会で活用できる事業について

平成29年度から令和元年度までの3年間で町内会支援制度を運用してきましたが、令和元年度に行ったアンケート調査を基に事業効果などを検証し、制度を見直しました。

令和2年度に町内会で活用できる事業は下表のとおりです。

- ☎①市民課 ☎(21) 0254
- ②環境課 ☎(21) 0259
- ③防災復興推進課 ☎(21) 0246
- ④建設課 ☎(21) 1204
- ⑤農林課 ☎(21) 0222
- ⑥西部土木事務所 ☎(45) 4510

令和2年度に町内会で活用できる事業一覧

事業	内容	担当課
行政協力報償金	町内会を通じた行政協力役務などに対する報償金	①
防犯灯・防犯カメラ設置事業補助金	LED 防犯灯・防犯カメラの設置に対する補助金 ※ LED 防犯灯設置については令和2年度までの事業となります。	
地域集会所整備費補助金	地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の整備に対する補助金	
ごみ減量化協力団体報奨金	資源回収を実施した団体に対する報奨金	②
ごみ等収集施設設置費補助金	ごみステーションの新設、修繕に対する補助金	
自主防災組織活動促進事業補助金	自主防災組織の組織設置費や活動などに対する補助金	③
道路維持管理作業報奨金	市道などにおいて年2回以上行う維持管理作業(草刈りなど)に対する報奨金(13ページに詳細)	④⑤⑥

市営住宅の定期募集

令和2年度の市営住宅などの入居者定期募集は次のとおりです。

- ①5月 ②9月 ③令和3年1月

定期募集のほかに先着順で受け付けをしている空き住宅があります。

☎☎都市整備課

(21) 0237



小規模土地改良工事助成

農業生産基盤の整備を図るため、農地および農業用施設(農道・水路・頭首工・ため池)の小規模な災害復旧工事などに対し、助成金や材料の支給を行います。

※着工前に申請書および添付書類(見積書など)を提出してください。

お知らせ

小規模建設工事補助

地域が市道・河川・赤線(里道)・青線(水路)に施工する小規模な建設工事に対し、補助金や材料の支給を行います。

条件 次の要件を全て満たす工事

- ①公益性があり、地区の合意がなされている ②用地、隣接および利害関係人の同意がある ③傷害保険などへの加入など安全施工への配慮がなされている ④災害復旧工事の場合で、国や県の補助事業の対象とならない

補助率・限度額 工事に要する経費の90%以内、または80万円以下。災害復旧工事の場合は95%以内、または300万円以下。

※令和2年度から補助内容を一部拡充しています。



生活道整備事業補助

私道の整備に対して補助金を支給します。

条件 次の要件を全て満たす整備事業

- ①道路の一端が公道に接している ②道路の幅員が2.0m以上 ③道路が築造後5年以上経過している ④工事完成後5年以内に掘削する計画がない ⑤道路の土地所有者と受益関係者が市税を完納している ※そのほか交付要綱に規定する要件を全て満たす必要があります。

対象事業 ①舗装・側溝・土留擁壁整備 ②公共災害の規定に準ずる災害復旧工事

対象経費 申請額、または国が定める土木工事標準積算基準書に基づき算出した額のいずれか少ない額

補助率・限度額 ①の事業：50%以内、または50万円以下 ②の事業：90%以内、または300万円以下



道路維持管理作業報奨金

地域の道路(市道、農道および林道のうち、市道に準じる生活道路としてあらかじめ市長が指定したもの)の維持管理作業に対して報奨金を交付します。

対象団体 町内会およびこれに準じるものとしてあらかじめ市長が指定した団体

対象作業 町内会などの団体が次の作業を年2回以上実施すること ①道路の路肩(概ね1m程度の幅の雑草、雑木などの刈り払い) ②道路上のごみ、転石などの除去および路面の清掃 ③道路側溝の堆積土および落葉、ごみなどの撤去

交付額 作業を実施した道路の延長100m当たり1500円

※令和2年度から共同で実施した場合の加算がなくなりました。
必要書類 作業終了ごとに実施報告書と作業状況写真の提出が必要です。



令和2年度の国民年金保険料は…月額 16,540 円です

納付方法は4通り	① 納付書(現金)で納付 銀行・農協・コンビニなどで	② クレジットカードで納付 高梁年金事務所で手続きを
	③ 口座振替で納付 銀行口座から自動引き落とし	④ インターネット納付 ペイジー(Payeasy)を使ってスマホで納付

国民年金保険料の支払いは「前納」がお得！ 例えば
1年分を口座振替で一括前納すると年間納付額は4,160円の割引引き！

※納付が困難なときは保険料免除制度があります。
高梁年金事務所、市民課、または各地域局へお問い合わせください。

☎日本年金機構高梁年金事務所 ☎(21) 0570



国民年金

3月の火災・救急件数

火災 1件(前月から1件減)

救急 120件(前月から32件減)

☎消防本部予防課 ☎(21) 0121



消防署だより



令和2年度資格取得の講習・試験の日程

スパー、病院、学校などの防火対象物には、建物を防火上安全に維持管理する責任者として防火管理者が必要です。また、ガソリンスタンドや工場などで灯油・アルコールなどの危険物を一定量以上に貯蔵したり、取り扱ったりする場合は、危険物取扱者が必要になります。これらの資格を取得するための講習会と試験が実施されます。資格の取得を希望する人は市・消防本部ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

甲種防火管理者資格取得講習会		
日程		場所
6月18日(木)・6月19日(金)		岡山市
7月9日(木)・7月10日(金)		
8月6日(木)・8月7日(金)		
危険物取扱者試験		
日程	試験種別	場所
6月21日(日)	甲種 乙種(1～6類) 丙種	岡山市 倉敷市
10月25日(日)		津山市
令和3年3月14日(日)		岡山市